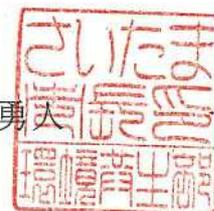


令和6年1月16日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第39条第1項の規定により、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価事後調査書（工事中その1）について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 大気質

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の事後調査結果が予測を下回った要因を稼働台数の実績値等を用いるなどして具体的に記載すること。

2 騒音

- (1) 建設機械の稼働に伴う騒音の調査時期の設定について、評価書提出後における工事工程の見直しや調査時期の再検討の結果を時期を含めて記載すること。
- (2) 騒音レベルの記載には、その評価方法を付記すること。
- (3) 建設機械の稼働における環境保全措置の実施状況について、稼働台数の見直しと騒音の低減との関係性をわかりやすく記載すること。
- (4) 工事用車両の走行による騒音の調査時期に走行台数が突出して多くなっているため、その要因を記載すること。
- (5) 工事用車両の走行による騒音の事後調査結果が調査地点 St. 11 で評価書の調査結果を上回った要因について、同調査地点における大型車の基礎交通量の事後調査結果が予測条件の約2倍となったことの影響を考察し、記載すること。

4 水質

- (1) 工事の施行に伴う水域の水質について、評価指標値が存在しない調査項目には、参考となる指標等の記載を検討すること。
- (2) 公共用水域の水質における春季の事後調査結果が予測より高い値となったことについて、工事の施行に伴う影響はほとんどないとしているが、その根拠をわかりやすく説明した記載とすること。

5 動物

- (1) 環境保全措置の実施状況について、建設機械の稼働台数の具体的な数値を記載すること。また、保全措置と実施状況の内容についても適切な表現にすること。
- (2) 資料 4.1.1 の建設機械台数の見直しについて、見直し前後の台数を比較できる数値を記載すること。

5 植物

- (1) 各調査項目について、調査日を記載すること。
- (2) 事後調査で生育が確認できなかった又は枯死が確認された植物種については、その原因を考察すること。

6 廃棄物等

廃棄物について、適正な処理を実施するとともに、委託先、処理方法等を記載すること。

7 コミュニティ・地域交通

- (1) 事業実施区域周辺には、学校、福祉施設等が複数存在するため、待機車両が生じる場合は、安全の観点から工事車両の待機スペースを確保すること。
- (2) 表 4.12.6 及び表 4.13.3 の環境保全措置の実施状況と、資料 4.1.2 の適切な運転等の指導に記載された内容について、実態を踏まえた適切な表現にすること。